

公式試合安定開催融資規程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第25条に基づき、公式試合安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Bクラブの資金難によってBリーグ規約第34条に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属する大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、BリーグがBクラブに融資を行うものである。

第3条〔本融資制度の限度額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、融資残高3億円を上限とする。

第4条〔1クラブあたりの融資額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、原則として1クラブあたり1億円を上限として、第6条1号に規定された融資申請書に記載された融資申請額の範囲内でBリーグ理事会が必要と認めた額とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきBリーグが融資できる期間の開始日は、10月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、融資実行日の属するシーズンにおけるBリーグ規約第34条に定める公式試合の最終日とする。ただし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から9月30日までの間は、本融資制度による融資（以下「制度融資」という）は行わない。

第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するクラブは、以下の資料を提出のうえ、Bリーグに融資の審査を申請する。

- ① クラブが作成した「融資申請書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、クラブが一般社団法人または公益社団法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）

- ③ Bリーグが個別に指定する、融資申請クラブの財務状況を説明する資料

第7条〔担保の設定〕

Bリーグは、制度融資を申請したクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。Bリーグは、制度融資の申請に先立って、制度融資を申請する可能性がある財務状態のクラブが、担保に相応しい財産を保有しているか否か、当該財産の価額その他の必要事項について調査することができる。

第8条〔融資の審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したクラブへの融資実行の可否は、Bリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Bリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条〔融資実行にともなう制裁〕

理事会は、融資の決定と同時に、制度融資を受けるクラブに対する制裁として、原則として勝率の計算に際して勝ち数を5減じるものとする。

第10条〔融資事実の公表〕

Bリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたクラブおよび当該クラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該クラブに対する制裁の内容

第11条〔融資審査申請クラブの管理〕

- (1) Bリーグは、第6条に基づき融資の審査を申請したクラブを、当該申請日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該クラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該クラブに対する管理の内容は、Bリーグが別途決定する。

第12条〔返済できなかった場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのBリーグクラブライセンスを原則として取消すもの

とする。この場合の当該クラブの補欠等の処置については、Bリーグ規約17条に基づき理事会で審議決定する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施行〕

本規程は、平成28年5月11日から施行する。